

広島県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十四年七月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町一 番一七号	平成二十四年七月一七日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 新都西風苑	広島市安佐南区大塚東三丁 目三番九号	平成二十四年七月一七日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム グランドステイツエクセル 福山	福山市水呑町四四三三番地	平成二十四年七月一七日
老人ホーム	地域密着型特別養護老人 ホーム エクセル福山	福山市水呑町四四三三番地	平成二十四年七月一七日
老人ホーム	特定施設入居者生活介護 ケアハウスエクセル福山	福山市水呑町四四三三番地	平成二十四年七月一七日